

お知らせ

まちのデータ

(平成 26 年 4 月 30 日現在)

人口	27,485 人	交通事故発生件数	
男	12,923 人	(4月中、物損、高速含む)	
女	14,562 人	有田川町	45 件
	10,328 世帯	死者	0 人 負傷 6 人
			湯浅警察署調べ



お問い合わせ
でねわはんこ

吉備庁舎
金屋庁舎 52-2111
清水行政局

城粟五安水 A
山生郷諦 L
出連出出出 E
張絡張張
所所所所課 C
23-0001
22-0351
22-0254
26-0001
52-5356
52-4730

環境センター 52-5384
プラスチック収集場 52-7855
休日急患診療所 52-4882
有田聖苑 52-3055
子育て支援センター 52-5474
有田川町少年センター {090-7966-1697
52-8744

相談

6月の行政相談

6月19日(木)

五郷地区生活改善センター

清水会館和室 9時～11時30分
13時～15時30分

6月26日(木)

金屋文化保健センター 13時～16時
問い合わせ／吉備庁舎総務課・清水行政局総務政策室

福祉

介護保険サービスを利用する低所得の方の負担を軽減する制度

〔介護保険負担限度額〕

介護保険の施設サービス(入所)や短期入所サービスを利用された場合、低所得の方は、申請により居住費や食費について表の負担限度額までの自己負担となります。負担の軽減を受けるためには、長寿支援課に申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。この認定証の有効期限は、原則申請月の初日(1日)から、6月末までになります。現在、この認定証をお持ちの方は、6月末で期限がきれるため、長寿支援課より、申請案内を送付しますので、忘れずに申請して下さい。

区分	居住費(滞在費)の限度額			食費の限度額	
	ユニット型個室	ユニット型準個室 従来型個室	多床室		
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者または生活保護の受給者	820円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	820円	490円 (420円)	320円	390円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない人	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円

※(一)内は、特別養護老人ホームに入所又は短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の金額になります。

〔社会福祉法人等による生活困難者の利用者負担軽減〕

社会福祉法人が、特に生計が困難な利用者に対して、介護サービスを利用した利用者負担の1割分と食費、居住費(滞在費)の利用者負担

の軽減を実施します。この軽減を受けるためには、長寿支援課に申請し(軽減の対象となる所得等の条件があります)、社会福祉法人等に提示するための「確認証」の交付を受ける必要があります。

問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課 介護保険班

児童手当現況届のお知らせ

この届出は、児童手当を受けている方の前年の所得状況、及び6月1日現在における児童の養育状況を把握し、引き続き支給要件があるかどうかを確認するためのものです。この届出を忘れると、手当が受けられなくなりますので、記載事項、添付書類などをご確認のうえ、6月中にお届け下さい。

受給者の方には案内文書と現況届を送付させていただきます。公務員の方は勤務先にて手続きとなります。届出期限 平成26年6月30日(月)

○必要なもの／児童手当現況届
・健康保険被保険者証の写し等
(国民健康保険加入者は不要)

○受付／金屋庁舎やすらぎ福祉課
吉備庁舎住民課・清水行政局住民福祉室・各出張所

問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課